

自動車整備士の受験資格

一級、二級、三級及びタイヤ整備士等の受験資格については、各々、道路運送車両法第55条第3項並びに同条第5項の国土交通省令(自動車整備士技能検定規則(以下「検定規則」という。))第17条、第18条、第19条、第19条の2)に定められており、その要旨は、次のとおりです。

(1) 一級(大型、小型、2輪)自動車整備士の受験資格(検定規則第17条)

- ① 二級の技能検定(二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。②において同じ。)に合格した日から自動車の整備作業に関し、3年以上の実務の経験を有する者
- ② 二級の技能検定に合格した者であって、一種養成施設の一級の課程を修了したもの

(2) 二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士及び二級2輪自動車整備士の受験資格(検定規則第18条第1項)

- ① 三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し3年以上の実務の経験を有する者
- ② 次に掲げる者であって、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し2年以上の実務の経験を有するもの

イ 職業能力開発校(自動車整備科に限る。)を修了した者であって、訓練期間が1年以上で訓練時間が1,400時間以上の職業訓練を受けたもの

ロ 高等学校又は中等教育学校の機械に関する学科を卒業した者

ハ 船舶職員法による四級海技士(機関)以上の海技従事者

ニ 航空法による航空機関士、一等航空整備士、二等航空整備士又は航空工場整備士の航空従事者技能証明を有する者

ホ 旧公共職業訓練校(自動車整備科に限る。)を修了した者であって、訓練期間が6ヵ月以上で訓練時間が800時間以上の職業訓練を受けたもの

ヘ 高等学校に相当する外国の学校の機械に関する学科を卒業した者

ト 大学若しくは高等専門学校又は高等学校の自動車に関する学科を卒業した者

チ 一種養成施設(三級整備士の養成課程)を修了した者

リ 国土交通大臣の定めた自動車の整備技術三級の課程の教育機関を卒業した者

ヌ 国土交通大臣が三級の受験資格を有する者の技能と同等以上であると認めた者

- ③ 次に掲げる者であって、当該試験又は検定に合格した日から自動車の整備作業に関し2年以上の実務の経験を有するもの

イ 職業訓練指導員試験(自動車整備科に限る。)に合格した者

ロ 旧技能者養成規程による内燃自動車工に係る技能者養成指導員検定に合格した者

- ④ 大学若しくは高等専門学校の機械に関する学科を卒業した者及び大学若しくは高等専門学校に相当する外国の学校の機械に関する学科を卒業した者で、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し1年6ヵ月以上の実務の経験を有するもの

- ⑤ 二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し1年以上の実務の経験を有する者

- ⑥ 次に掲げる者であって、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し1年以上の実務の

経験を有するもの

- イ 職業能力開発校(自動車整備科に限る。)を修了した者であって、訓練期間が2年以上で訓練時間が2,800時間以上の職業訓練を受けたもの
- ロ 旧職業訓練法による総合職業訓練所において自動車整備工を訓練職種とする職業訓練の課程を修了した者
- ⑦ 次に掲げる者であって、二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し6ヵ月以上の実務の経験を有するもの
 - イ 大学若しくは高等専門学校の機械に関する学科を卒業した者及び大学若しくは高等専門学校に相当する外国の学校の機械に関する学科を卒業した者
 - ロ 職業能力開発校(自動車整備科に限る。)を修了した者であって、訓練期間が2年以上で訓練時間が2,800時間以上の職業訓練を受けたもの
- ハ 旧職業訓練法による総合職業訓練所において自動車整備工を訓練職種とする職業訓練の課程を修了した者
- ⑧ 船舶職員法による四級海技士(機関)以上の海技従事者及び航空法による航空機関士、一等航空整備士、二等航空整備士又は航空工場整備士の航空従事者技能証明を有する者であって、二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格したもの
- ⑨ 職業能力開発総合大学校(産業機械工学科に限る。)修了者
- ⑩ 一種養成施設(二級整備士の養成課程)を修了した者
- ⑪ 国土交通大臣の定めた自動車に関する学科を有する大学であって、当該学科の二級の課程を修めて卒業した者
- ⑫ 国土交通大臣が前各号に掲げる者が有する技能と同等以上と認めた者

(3) 二級自動車シャシ整備士の受験資格(検定規則第18条第2項)

- ① 三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し2年以上の実務の経験を有する者
- ② 次に掲げる者であって、三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し1年6ヵ月以上の実務の経験を有するもの
 - イ 職業能力開発校(自動車整備科に限る。)を修了した者であって、訓練期間が1年以上で訓練時間が1,400時間以上の職業訓練を受けたもの
 - ロ 高等学校又は中等教育学校の機械に関する学科を卒業した者
 - ハ 旧公共職業訓練校(自動車整備科に限る。)を修了した者であって、訓練期間が6ヵ月以上で訓練時間が800時間以上の職業訓練を受けたもの
 - ニ 高等学校に相当する外国の学校の機械に関する学科を卒業した者
 - ホ 大学若しくは高等専門学校又は高等学校の自動車に関する学科を卒業した者
 - ヘ 一種養成施設(三級整備士の養成課程)を修了した者
 - ト 国土交通大臣の定めた自動車の整備技術三級の課程の教育機関を卒業した者
 - チ 国土交通大臣が三級の受験資格を有する者の技能と同等以上であると認めた者
- ③ 次に掲げる者であって、当該試験又は検定に合格した日から自動車の整備作業に関し、1年6ヵ月以上の実務の経験を有するもの
 - イ 職業訓練指導員試験(自動車整備科に限る。)に合格した者

- 旧技能者養成規程による内燃自動車工に係る技能者養成指導員検定に合格した者
- ① 次に掲げる者であって、三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し1年以上の実務の経験を有するもの
 - イ 大学又は高等専門学校の機械に関する学科を卒業した者及び大学又は高等専門学校の相当する外国の学校の機械に関する学科を卒業した者
 - 職業能力開発校(自動車整備科に限る。)を修了した者であって、訓練期間が2年以上で訓練時間が2,800時間以上の職業訓練を受けたもの
 - ハ 旧職業訓練法による総合職業訓練所において自動車整備工を訓練職種とする職業訓練の課程を修了した者
- ⑤ 職業能力開発総合大学校(産業機械工学科に限る。)修了者
- ⑥ 一種養成施設(二級整備士の養成課程)を修了した者
- ⑦ 国土交通大臣の定めた自動車に関する学科を有する大学であって、当該学科の二級の課程を修めて卒業した者
- ⑧ 国土交通大臣が前各号に掲げる者が有する技能と同等以上と認めた者

(4)三級自動車整備士の受験資格(検定規則第19条)

- ① 自動車の整備作業に関し1年以上の実務の経験(15歳となった日以後の経験に限る。)を有する者
- ② 次に掲げる者であって、自動車の整備作業に関し6ヵ月以上の実務の経験を有するもの
 - イ 大学若しくは高等専門学校の機械に関する学科を卒業した者及び大学若しくは高等専門学校の相当する外国の学校の機械に関する学科を卒業した者
 - 高等学校又は中等教育学校の機械に関する学科を卒業した者
 - ハ 船舶職員法による四級海技士(機関)以上の海技従事者
 - ニ 航空法による航空機関士、一等航空整備士、二等航空整備士又は航空工場整備士の航空従事者技能証明を有する者
 - ホ 旧公共職業訓練校(自動車整備科に限る。)を修了した者であって、訓練期間が6ヵ月以上で訓練時間が800時間以上の職業訓練を受けたもの
 - ヘ 高等学校に相当する外国の学校の機械に関する学科を卒業した者
 - ト 職業訓練指導員試験(自動車整備科に限る。)に合格した者
 - チ 旧技能者養成規程による内燃自動車工に係る技能者養成指導員検定に合格した者
- ③ 職業能力開発校(自動車整備科に限る。)を修了した者であって、訓練期間が1年以上で訓練時間が1,400時間以上の職業訓練を受けたもの
- ④ 大学又は高等学校において自動車に関する学科を卒業した者
- ⑤ 一種養成施設(三級整備士の養成課程)を修了した者
- ⑥ 国土交通大臣の定めた自動車の整備技術三級の課程の教育機関を卒業した者
- ⑦ 国土交通大臣が三級の受験資格を有する者の技能と同等以上であると認めた者
- ⑧ 職業能力開発総合大学校(産業機械工学科に限る。)修了者
- ⑨ 自動車タイヤ整備士又は自動車車体整備士の技能検定に合格した者(三級自動車シャシ整備士の技能検定を受ける場合に限る。)
- ⑩ 自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者(三級ガソリン・エンジン整備士又は三級ディーゼル・エンジン整備士の技能検定を受ける場合に限る。)

(5) 自動車タイヤ整備士等の受験資格(検定規則第 19 条の 2)

- ① 受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し2年以上の実務の経験(15 歳となった日以後の経験に限る。)を有する者
- ② 次に掲げる者であって、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し1年6ヵ月以上の実務の経験を有するもの
 - イ 大学若しくは高等専門学校の機械に関する学科を卒業した者及び大学若しくは高等専門学校に相当する外国の学校の機械に関する学科を卒業した者(自動車電気装置整備士を受けようとする場合にあっては、電気に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者又は電気に関する学科に係る検定に合格した者。以下同じ。)
 - ロ 職業訓練指導員試験(自動車整備科に限る。)に合格した者
 - ハ 旧技能者養成規程による内燃自動車工に係る技能者養成指導員検定に合格した者
 - ニ 職業能力開発校(自動車整備科に限る。)を修了した者であって、訓練期間が2年以上で訓練時間が2,800 時間以上の職業訓練を受けたもの
 - ホ 旧職業訓練法による総合職業訓練所において自動車整備工を訓練職種とする職業訓練の課程を修了した者
- ③ 次に掲げる者であって、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し1年以上の実務の経験を有するもの(ホ及びへについては自動車車体整備士の技能検定を受ける場合に限る。)
 - イ 職業能力開発総合大学校(産業機械工学科に限る。)修了者
 - ロ 一種養成施設(二級整備士の養成課程)を修了した者
 - ハ 国土交通大臣の定めた自動車に関する学科を有する大学であって、当該学科の二級の課程を修めて卒業した者
 - ニ 国土交通大臣が前各号に掲げる者が有する技能と同等以上と認めた者
 - ホ 職業訓練指導員試験合格者(自動車車体整備科を免許職種とするものに限る。)
 - へ 職業能力開発校(自動車車体整備科に限る。)を修了した者であって、訓練期間が2年以上で訓練時間が2,800 時間以上の職業訓練を受けたもの
- ④ 一種養成施設で、受けようとする技能検定に係る整備士を養成する課程を修了した者
- ⑤ 自動車に関する学科を有する大学であって、国土交通大臣が定めるものにおいて、受けようとする技能検定に係る整備士を養成する課程を修めて卒業した者
- ⑥ 国土交通大臣が、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し、前各号に掲げる者が有する技能と同等以上と認めた者